



つつじ

# 高井会計だより

編集 発行人  
税理士  
**高井直樹**  
事務所 〒500-8335  
岐阜市三歳町4-2-10  
TEL 058(253)5411(代)  
FAX 058(253)6957

## 5月 (皐月) MAY

3日・憲法記念日  
4日・みどりの日  
5日・こどもの日

日	・	13	27
月	・	14	28
火	1	15	29
水	2	16	30
木	3	17	31
金	4	18	・
土	5	19	・
日	6	20	・
月	7	21	・
火	8	22	・
水	9	23	・
木	10	24	・
金	11	25	・
土	12	26	・

## 5月の税務と労務

- 国 税** / 4月分源泉所得税の納付 5月10日
- 国 税** / 確定申告税額の延納届出による延納税額の納付 5月31日
- 国 税** / 3月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 5月31日
- 国 税** / 特別農業所得者の承認申請 5月15日
- 国 税** / 9月決算法人の中間申告 5月31日
- 地方税** / 自動車税・鉾区税の納付 都道府県の条例で定める日
- 国 税** / 6月、9月、12月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 5月31日
- 国 税** / 個人事業者の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 5月31日

### ワンポイント 直系尊属

尊属とは自分より上の世代の血族(血のつながりのある者)で、自分より下の世代の血族は卑属と呼びます。直系血族は、曾祖父母、祖父母、父母、本人、子、孫、曾孫と世代が上下に直線的に繋がる関係。直系尊属とは、自分より上の世代の直系血族になるので、父母、祖父母、曾祖父母等がこれに当たります。

# 紙の手形に代わる新たな決済手段 電子記録債権

全国銀行協会は、同協会の子銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）をまもなくスタートさせます。多くの金融機関が参加することから、手形に代わる新たな決済手段である「電子記録債権」の利用が進むものと思われます。

## ① 電子記録債権とは

「電子記録債権」とは、電子債権記録機関（以下、記録機関）の記録原簿への電子記録をその発生・譲渡等の要件とするもので、既存の売掛債権・手形債権などとは異なる新たな金銭債権のことです。全国銀行協会の場合、でんさいネットが記録機関に当たります。

手形と同様、電子記録債権の譲渡には、取引の安全を確保するための措置も講じられているので、事業者は、企業間取引などで発生した債権の支払に関し、パソコンやFAXなどで電子記

録をすることで、安全・簡易・迅速に電子記録債権の発生・譲渡を行うことができます。

## ② 制度創設の背景

金銭債権を活用した事業者の資金調達手段としては、取引関係にある企業相互間での売掛債権や振り出された手形の譲渡・質入れがあります。

しかし、売掛債権の譲渡・質入れは、譲渡等の対象である債権の存在や、それが誰に帰属しているのか確認に手間とコストを要する上、二重譲渡リスク等の問題があります。このため、売掛債権の譲渡等は、一般的には活用が進んでいません。

一方、手形の譲渡・質入れは、紙媒体である手形の場合、保管コストや紛失リスク等の問題があり、最近では手形の利用自体が大幅に減少してきています。

ちなみに全国銀行協会の統計資料によると、手形交換高は、

ピークだった平成二年当時に比べると平成二十二年は金額で十分の一に、枚数で四分の一に減っています。

このような手形や売掛債権のデメリットを解消し、事業者の資金調達の円滑化を図る目的で創設されたのが電子記録債権制度です。平成十九年六月に電子記録債権法が成立、二十年十二月から施行され、三菱東京UFJ銀行一〇〇%出資の日本債権機構（JEMCO）が、記録機関の指定を受け電子記録債権決済サービス「電手」を二十一年八月から先行させていました。

## ③ 電子記録債権のメリット

### (1) 指名債権との比較

民法上、指名債権（売掛債権）を譲渡することは認められていますが、指名債権は、当事者の合意があれば譲渡が可能であるため、二重譲渡のリスクがあります。この点、電子記録債権は、電子記録をすることをその発生や譲渡の要件としており、当事者間の合意のみでは譲渡できないため、二重譲渡のリスクが排除

されています。

また、指名債権の譲渡があったことを債務者に主張するには、債務者への通知または債務者の承諾が必要ですが、電子記録債権の譲渡については、これらは必要ありません。

これは、電子記録債権の存在・帰属が電子的に記録されるため、債務者への通知または承諾がなくても、電子記録債権の債務者が、その電子的な記録（債権記録）を確認することにより、電子記録債権の債権者を確認することができます。

なお、指名債権の場合、債権の譲受人は、権利発生の原因となった売買契約等が無効になったなどの事情を理由として支払いを拒まれることがあります。電子記録債権の場合は、手形と同様に、原則として債務者は譲受人に対してこのような原因債権の事情等を理由として支払いを拒むことができせん（人的抗弁の切断）。

### (2) 手形との比較

手形は、権利内容を紙面に

記載することで、指名債権のデメリットを排除するものですが、紙媒体を使用するため書面の作成・交付・保管に要するコスト増や盗難・紛失のリスクがあります。電子記録債権は、権利内容を電子的に記録するため、このような問題を解消または軽減できます。

また、手形は分割できませんが、電子記録債権の場合は、分割して譲渡することが可能です。

### (3) 税法上のメリット

電子記録債権には、紙である手形と異なり印紙税は課税されません。手形の場合、一〇万円未満は非課税ですが、一〇万円以上一〇〇万円以下は二〇〇円の印紙税がかかり、記載金額が多くなるにつれ印紙税が増えます。

### ④ 取引のイメージ

#### ◎ 電子記録債権の発生

債権者と債務者の双方が記録機関に「発生記録」の請求をし、これにより記録機関が記録原簿に「発生記録」を行うことで電子記録債権は発生

します。

#### ◎ 電子記録債権の譲渡

譲受人と譲渡人の双方が記録機関に「譲渡記録」の請求をし、これにより記録機関が記録原簿に「譲渡記録」を行うことで電子記録債権を譲渡できます。

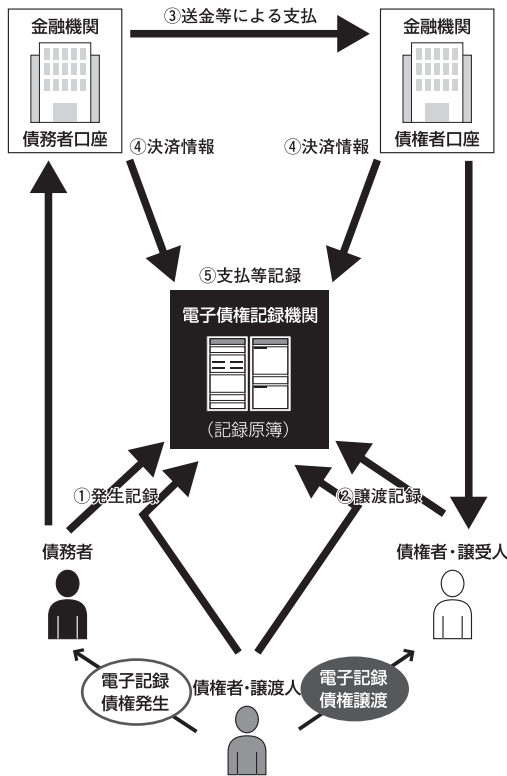
#### ◎ 電子記録債権の消滅

金融機関を利用して債務者口座から債権者口座に払い込みによる支払いが行われた場合、電子記録債権は消滅し、記録機関は金融機関から通知を受けることにより、「支払等記録」をします(図1参照)。

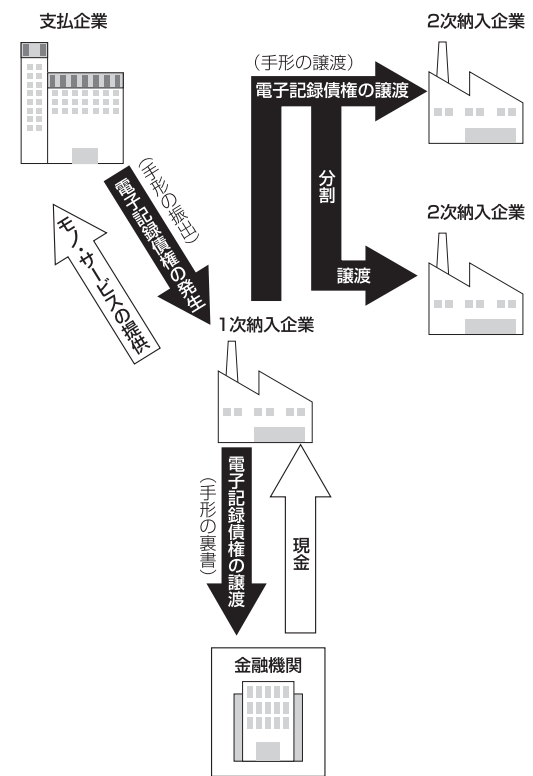
#### ⑤ 割引・回し・分割もOK

電子記録債権は、手形割引のように金融機関に譲渡して現金化、あるいは回し手形のように二次納入企業に譲渡してその支払いに充てることができます。さらに、手形は分割できませんが、電子記録債権は分割記録を行うことで分割ができるので、複数の二次納入企業の支払に充てることも可能です(図2参照)。詳しくは、金融機関にお問い合わせ下さい。

■ 図1 電子記録債権の取引イメージ



■ 図2 手形代替利用のイメージ



## チョコレートの効用

～1日50グラムで生活習慣病を防ぐ～

登山者が非常食代わりにしたり、受験の休み時間にエネルギーを補給したり、健康にいいと定評のあるチョコレートですが、改めて効能や食べ方を考えてみましょう。

チョコレートが健康に良いと言われる最大の理由は、原料のカカオマスにポリフェノール的一种である「カカオマスポリフェノール」が含まれているからです。

ポリフェノールには、動脈硬化やがんなどを引き起こす有害な活性酸素の働きを抑え、血液中の悪玉コレステロールの酸化を防ぐ抗酸化作用があります。野菜や赤ワイン・緑茶・コーヒーなどにも含まれていますが、チョコレートは他の食品より含有量が多く、吸収率も優れていると言われています。

さらにチョコレートには、ガンの発生や進行を抑える、胃潰瘍の発生や悪化を防止

する、ストレスを予防し回復を助ける、アレルギー疾患や炎症を抑制する、免疫力のバランスを整える、O-157やピロリ菌を殺菌する、などの効用があると報告されています。

チョコレートを食べると肥満になる、虫歯になるというイメージがありますが、カカオバターの主成分は体内への吸収率が低く低カロリーなので太りにくい、他の菓子と比べて虫歯になりにくいという研究結果が報告されています。

しかし、砂糖は虫歯の発生源ですし、食べ過ぎはカロリーの過剰摂取になります。また、ホワイトチョコレートにはカカオマスを全く使っていない商品もあるそうですので注意が必要です。

1日に板チョコの半分、50g程度が適量と言われていますので、偏った食べ方を避け、おやつや食後のデザートに、コーヒーやお茶と一緒に上質のものを軽くつまむのが理想的な食べ方と言えそうです。

## 夢の超高速鉄道計画「リニア中央新幹線」

リニア中央新幹線は、時速500kmで走行する超電導リニアモーターカーによって東京と大阪を結ぼうとするもので、実現すれば同間が約一時間で結ばれることとなります。

現在、東京と大阪を結ぶ東海道新幹線の利用客は一日四〇万人、年間で約一億四、五〇〇万人となっています。列車の本数は一日三〇〇本を超えており、

その輸送状況はひっ迫しています。輸送力の限界に備えるとともに、大規模な災害やテロに対して、多重型交通ネットワークの構築が求められている中、リニア中央新幹線の実現は重要性を増しています。

平成三十九（二〇二七）年に名古屋、五十七（二〇四五）年に大阪までの開業を目指して計画が進められています。

## 「先義後利」の経営理念

先義後利（せんぎこうり）とは、中国の儒学の祖の一人、荀子の榮辱編の中の言葉で、「道義を優先させ、利益を後回しにする」ことです。

企業の利益は、お客様・社会への義を貫き、信頼を得ることでもたらされるという意味で、言い換えると「お客様第一主義」「社会への貢献」ということになるのではないのでしょうか。

利益をあげることを最優先にせず、社会のためになるという動機で、靴を片足、左右サイズ違いでも販売するメーカーがあります。片足が腫れて、両足同じサイズの靴を履くことができない高齢者や、片足が不自由で片足だけ特注の靴が必要な人などへの丁寧な個別対応で顧客の信頼を掴み業績を伸ばしています。

“お客様の立場に立った経営がビジネスの真に大切にすべき精神”ではないのでしょうか。